

大阪体育大学と尼崎市教育委員会との連携協力について（案）

1 趣旨

スポーツに関する高等教育機関である大阪体育大学と体育科のある市立高等学校を有する尼崎市教育委員会がスポーツ教育の分野で相互に協力し、教育・研究に関するノウハウの蓄積、質の向上を図り、これからの社会を担う有為な人材の育成を目指す。

2 連携の方向性

- 昨年に多くの体罰事案があった尼崎高等学校（体育科）の改革に向けた連携・協力を通じて、大阪体育大学及び尼崎高等学校が関西におけるスポーツ分野の人材育成拠点として、更なるレベルアップを目指す。
- 教育交流を通じて、高校生の向学意欲の醸成、学生の実践力の育成及び高校教員の資質・能力の向上を図り、双方の教育活動を活性化する。

3 具体的取組（案）

- 尼崎高等学校（体育科）教科における大学教員の派遣（オンライン含む。）
- 尼崎高等学校（体育科）教科における課題研究の指導助言
- 生徒を対象とする大学の公開講座の実施
- 大学の公開授業の受講
- 学生と生徒との交流活動によるスポーツ競技力の向上
- 大学教員による高校教員への研修講座の実施
- 大学教員による高校教員の教科研究における指導助言
- 学生の尼崎市立学校における教育実習の受入れ

4 協議の進め方

双方において実務担当者を指定し、実務者協議を重ねる中で、高大連携協定書の締結について、調整を進めるものとする。

5 締結時期

令和3年2月末を目途とする。

以 上

大阪体育大学と尼崎市教育委員会との連携に関する協定書

大阪体育大学（以下「甲」という。）と尼崎市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、密接な連携の下、学校教育、スポーツ等の分野で相互に協力し、教育・研究に関するノウハウの蓄積やその質の向上を図り、もって大阪体育大学及び尼崎市における教育の充実・発展と未来の社会を担う有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育における教育活動の充実に関すること
- (2) 教職員の資質・能力の向上に関すること
- (3) スポーツ分野における人材育成に関すること
- (4) スポーツ競技力の向上に関すること
- (5) 障がい者スポーツの振興に関すること
- (6) 学校教育とスポーツにおける研究活動の充実に関すること
- (7) その他甲及び乙が必要であると認める活動に関すること

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項の円滑な推進を図るため、双方の関係者による連携推進会議を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、教職員の交流・研修における派遣及び受入れ並びに施設・設備の利用等について、業務に支障のない範囲において、相互に便宜を図るものとする。

（経費負担）

第4条 第2条の連携・協力事項の推進に係る経費については、原則として各機関が負担するものとする。ただし、一方の機関が特別に教職員の派遣を要請した場合は、要請した機関が経費を負担するものとし、その細目については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条の連携・協力事項の推進にあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の了解を得た場合については、この限りではない。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項を定める必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項を変更しようとするときは、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月10日

甲

大阪府泉南郡熊取町朝代台1番1号
大阪体育大学

学長 岩上安孝

乙

尼崎市三反田町1丁目1番1号
尼崎市教育委員会

教育長 松本真